

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届・所得状況届の提出をお忘れなく！！

「児童扶養手当」と「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年現況届の提出が必要となります。対象者には、7月下旬に「現況届」もしくは「所得状況届」を送付しますので、期限までに提出願います。提出がない場合は、以後の手当が受給できなくなります。

児童扶養手当

- ▶ **提出期限** 8月1日⑤から9月1日⑥まで
- ▶ **対 象 者** 次のいずれかに該当する18歳までの児童（心身に一定以上の障害を有する児童の場合は20歳未満）を監護している父または母、もしくは養育者（詳細については、お問い合わせください）
 1. 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活していない児童
 2. 父または母が死亡した児童
 3. 父または母に重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）がある児童
 4. 父または母の生死が明らかでない児童
 5. 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 6. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 7. 未婚の母の児童
 8. その他、生まれたときの事情が不明である児童



特別児童扶養手当

- ▶ **提出期限** 8月12日⑦から9月11日⑧まで
- ▶ **対 象 者** 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を家庭で監護している父または母、もしくは養育者（詳細については、お問い合わせください）
 1. おおむね身体障害者手帳1～3級に該当する児童
 2. 療育手帳④、A、おおむねB-1に該当する児童
 3. 日常生活が極めて困難な精神障害のある児童

※ただし、上記に該当しても、次のような場合は支給されません。

 - ・ 障害を支給事由とする年金を受けているとき
 - ・ 児童福祉施設に入所しているとき
 - ・ 日本国内に住所がないとき

▶ **問合せ及び提出先** 保健福祉課（神崎ふれあいプラザ保健福祉館） ☎⑫1603